

税金は期限内に納付しましょう！

納税は国民の義務であり、この税金により国や村が運営されています。本村においても、土木費(道路などの整備、管理費用等)、民生費(社会福祉施設の運営費や各種手当の費用等)、教育費(学校教育の費用等)等々も皆さんから納められた村税等によって賄われています。しかし、滞納があるとこの行政運営に支障を及ぼすこととなります。また、目的税の国民健康保険税は、国民健康保険特別会計を運営するためだけに使われています。国民健康保険税を払っていない人が病院にかかった場合の医療費も税から支払われることになり、このような不公平な状態が続くと国民健康保険制度自体が運営できなくなってしまう。こうしたことから、納税の義務を果たし、住みよい村づくりに協力していただきたいと考えます。

滞納者対策の実施状況

滞納している方については、以前より文書(督促や催告書)、電話、臨戸徴収等を行い徴収率の向上に努めていますし、あわせて行政サービスの停止など様々な滞納者対策も実施しています。

滞納措置の実施状況

①行政サービスの制限

その世帯に滞納があれば、曾爾村が実施している行政サービスを提供しないというものです。具体的には、「国民健康保険証を交付しない。」「村営住宅への新規入居を制限する。」等です。

また、入札参加する事業所に対しても、特別徴収の完全履行や事業主等に滞納があった場合は指名競争入札等に参加させない等の行政サービスの制限も実施しています。

②差押え(滞納処分)の実施

「納税相談に応じない方」や「納税誓約をしたにも関わらずその誓約を守らない方」など適正な納付がない方については、給与や財産等の差押え(※滞納処分)を実施しています。

※滞納処分とは

各税目の納入期限を過ぎた時点で納付されていない税金は滞納となります。税金の納付をうっかり忘れ、納入期限を過ぎますと滞納となり督促状や催告書を送付します。

その後、納入期限内に納められた納税者との公平を保つために滞納処分をすることがあります。

この滞納処分とは、村税等を滞納している人の意思に関係なく強制的に財産等を差押えの上処分し、完納させる一連の手続きをいいます。

てんいち先生

毎月11日は人権を確かめあう日です

